みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年8月11日 午後1時30分~午後2時17分

場 所 みやま市役所大会議室

出 欠 者 出席者 17名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画の決定について

議案第18号 耕作放棄地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に 該当するか否かの判断について

3. 協議事項

1. 農地利用状況調査について

4. 報告事項

- 1. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 2. 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
- 3. 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4. 使用貸借解約通知について
- 5. 閉 会

出席委員(17名) 会長 徳 永 順 子

	議席番号	氏		名					議席番号		氏		S
	1番	Щ	下	秀	德				2番	新	開	文	則
	3番	河	野	正	春				4番	河	野	義	明
	7番	野	田	惠	次				8番	加	藤	和	己
	9番	岡	田	佳	子				10番	田	﨑		明
	11番	嶋		芙沙	少子				12番	木	下	正	信
	13番	大	城	祐	吉				14番	中月	川原	大	吉
	15番	河	野	和	夫				16番	平	Ш	弘	義
	17番	内	藤	秋	彦				18番	池	田	正	幸
	19番	德	永	順	子								
欠席委員(2名)													
	5番	原	田	龍二	三郎				6番	佐	藤	典	美
出席推	進委員	1	9名)										
	座席番号	B	E	名	7				座席番号	E	E	4	3
	21番	田	中	良	和				22番	森		静	男
	23番	石	橋	直	幸				24番	江	﨑	須三	三信
	25番	松	尾	正	巳				26番	堤		貴	大
	27番	篠	﨑	宣	治				28番	上	原		充
	29番	松	尾	_	則				30番	柿	原	廣	典
	31番	坂	梨	誠	治				32番	河	野	通	成
	33番	Ш	П	広	樹				34番	大	城	政	英
	35番	Щ	下	久	弥				36番	古	賀	勝	則
	37番	武	藤	睦	夫				38番	末	吉	智	宣
	39番	岩	屋		明								
本会議	に出席	手した	と事務	务局鵈	競員								
	事 務	局县	Ē F	司	俊	幸							
	事務局	易係長	亳 木	目 均	也智	輝							
	事務	× F	哥 江	工 鸠	竒	浩							

事 務 局 田 中 砂 希

午後1時30分 開会

〇事務局(岡)

それでは、ただいまから令和2年8月定例総会を開催させていただきます。 開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

〇会長 (德永)

〔挨拶を述べる〕

〇事務局(岡)

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお願いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、議席番号5番原田龍三郎委員、6番佐藤典美委員より欠席の届けが出ておりますの で、御報告いたします。なお、推進委員は、19名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議 席番号8番加藤和己委員、同じく9番岡田佳子委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言って から発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人 名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

〇事務局(江﨑)

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇26番(堤)

7月終わりに現地を確認したところ、特に問題ありませんでした。審議のほうをよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第15号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番 (上原)

申請書及び現地を確認しましたけど、地元推進委員としては問題ないと思われます。皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第15号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

〇事務局(江﨑)

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

〇議長 (德永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番 (上原)

申請書及び現地を確認しましたが、地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆 様の御審議をよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御異議がないようですので、議案第15号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定 いたします。 続きまして、事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (德永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇28番 (上原)

ここは、ここ何年か耕作されていませんでしたが、この譲受人の家のすぐ隣でして、土地 はそのまま譲受人が買って管理をしたいということでしたので、別に問題はないと思います。 御審議をよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第15号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇8番(加藤)

申請書及び現地等の確認をいたしましたが、地元農業委員としては問題ないと考えており

ます。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第15号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

○議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○37番 (武藤)

別に問題ありませんので、御審議お願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御異議がないようですので、議案第15号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇34番 (大城)

7月23日に農業委員さんと申請書及び現地等の確認をしました。その後に、7月27日に農業委員会に申請者の方がお見えになって、購入についての条件等を事務局が説明されて納得されましたので、地元委員としては問題ないと思われます。皆様の審議をお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第15号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定 いたします。

次に、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局は、整理番号1番について説明してください。

〇事務局(相地)

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。 農地の広がりが10~クタール以上の第一種農地に既存敷地と一体利用で居宅建築のために 転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。 東は宅地、西も宅地、北は道路、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。

生活雑排水は、合併浄化槽を設置し西側水路へ放流します。以上です。

〇議長 (德永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇21番(田中)

8月6日に農業委員、推進委員、農地委員と申請書及び現地の確認をしましたが、地元推進 委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員 (河野)

農地委員会からも問題ないと思われます。御審議よろしくお願いします。

〇議長 (德永)

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明してください。

〇事務局(相地)

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。 みやま市都市計画区域内の第三種農地に駐車場を建設するために転用するものです。

東は田、西は別件申請中の田、北は道路、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結

果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇22番(森)

8月6日に地元委員さんと事務局と現地を確認いたしましたが、何ら問題はないと思われま すので、よろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員 (河野)

今、御説明にありましたとおり、8月6日、皆さんで現地を確認しましたところ、何ら問題ないと思います。皆さん御審議よろしくお願いします。

〇議長 (德永)

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明してください。

〇事務局(相地)

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。 みやま市都市計画区域内の第三種農地に資材置場を建設するために転用するものです。

東は別件申請中の田、西は田、北は道路、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇22番(森)

これも同じく8月6日に地元委員さんたちと現地を確認いたしましたが、何ら問題はないと 思われますので、よろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員 (河野)

これもやはり今説明がありましたように、同じく委員として確認しましたところ、何ら問題ないと思います。よろしく御審議をお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明してください。

〇事務局(相地)

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。 みやま市都市計画区域内の第三種農地に居宅建築のために転用するものです。

東は畑、西は道路、北は道路、南は畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。

生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、北側側溝へ放流します。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇22番(森)

これも同じく8月6日に地元委員さんたちと現地を確認いたしましたが、何ら問題はないと 思われますので、よろしくお願いいたします。

それから、譲受人は譲渡人の娘婿だそうです。よろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員 (河野)

これも同じく皆さんと一緒に調査しましたところ、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

〇議長 (德永)

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定 いたします。

次に、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決 定についてを議題とします。

事務局は、議案第17号について説明をしてください。

〇事務局(田中)

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書4ページを御覧ください。周年契約は、田5万5,737平方メートル、畑2万8,144平方メートル、合計8万3,881平方メートルで、件数は29件、筆数は49筆となっております。

期間借地は、田5,874平方メートルで、件数は1件、筆数は3筆です。

内容につきましては、6ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書10ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構への売渡しが2件となっております。

内容につきましては、11ページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

〇議長 (徳永)

番号15番について、譲受人は新規に農業を始められる方でございます。農政委員会で面談を行っていただいておりますので、報告をお願いします。

○10番 (田﨑)

7月27日に地元委員さんを含めて6人で面談を実施しました。譲受人は、以前、平成18年から30年まで12年間農協に勤めてあったということでございます。セロリ関係の指導員の経験もあります。そのとき、セロリ農家さんのほうからセロリの栽培をやってみないかという話があったそうでございます。そういうことから就農を決意したということでございます。その後1年間、本郷地区で研修を受けてあります。そして、農地、ハウス、農業機械等は農地所有者からの借り受けで頑張るということでございます。現在、大牟田市に住んでありまして、通勤農業をしばらくするということでございます。販売目標は5反でございます。坪1万円を目標に1,500万円を目標に頑張るということで言ってありました。以上でございます。

〇議長 (徳永)

ただいま議案第17号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第17号は決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御異議がないようですので、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農 用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、議案第18号 耕作放棄地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてを議題とします。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しく はその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とあります。 該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

〇議長 (徳永)

それでは、事務局は、議案第18号について説明をしてください。

〇事務局(相地)

耕作放棄地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について説明します。

昨年度、農地利用意向調査を行った中で、農地外にしたいという希望箇所 2 件について、 非農地としての判断をしております。

資料16ページを御覧ください。地図を見ていただきますと分かりますように、山手のほうになります。

資料17ページを御覧ください。非農地判断を行った農地の写真となります。いずれも荒れた農地となっております。

皆様の御審議方よろしくお願いします。

なお、審議の結果、非農地としての判断に至った場合は所有者に対して非農地通知を送付 することになります。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま議案第18号について説明がありました。この議案の農地については、非農地通知 を行いたいという提案です。何か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第18号については非農地と判断することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第18号 耕作放棄地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断については、非農地と判断することに決定いたします。

なお、この後に関係する所有者には非農地通知等を送付することになります。

それでは続きまして、協議事項、農地利用状況調査についてを協議いたします。

協議事項1について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(相地)

協議事項1、農地利用状況調査について説明いたします。

農地利用状況調査について、調査の方法を次のとおり協議する。

- ①利用状況調査時期は8月から9月までとする。
- ②調査区域は小学校区単位(一部旧小学校区)で行う。

農地法の規定により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある全農地の利用の状況についての調査を行うこととなっております。

今年度の利用状況調査については、国からの指導もありますが、8月から9月で行いたいと思っております。前年までの調査箇所に加え、新規の遊休農地があれば調査を行ってください。調査区域は小学校区単位で考えております。15ページ、資料のとおり割り振らせていただいております。危険防止等もございますので、複数人での調査をお願いいたします。

それでは、調査方法について説明します。

まず、お手元にお配りしておりますA4一枚紙を御覧ください。

これは、昨年実施した利用調査に基づいて、農地所有者に対して今後の利用について意向 調査を行った集計になります。調査対象29筆のうち回答数18筆、未回答11筆です。総面積、 農振農用地面積等内訳については、表にて御確認ください。

次に、回答内容ですけれども、中間管理機構に貸し付けるが12筆。自分で借り手を探すが 1 筆。その他 5 筆となっております。面積等内訳については表にて御確認ください。

次に、今年実施していただく農地利用状況調査について説明します。

先ほど説明しました昨年実施の利用意向調査をもとに、該当地区には調査票を作成し添付 しております。添付されている地区におかれましては、必ず調査を行っていただき状況の記 入をお願いいたします。また、新たに遊休化している農地についても確認をお願いします。 添付のない地区は白紙の調査票を添付しておりますので、現地調査をしていただき、調査 結果を御記入いただきますようお願いいたします。

調査をされたら、毎月の活動記録簿に必ず記載をしていただきますようお願いいたします。 以上です。

〇議長 (德永)

お手元に調査票がない方はなかなか説明がぴんとこない方もいらっしゃると思いますけれ ども、配付されている方の分を総会が終わった後に御確認いただきながら日程とか、いつ回 るかとか、そういったことを決めていただきたいと思います。

ただいま農地利用状況調査について説明がございました。何か御質問、御意見はございませんか。

○10番 (田崎)

年1回ということで毎年実施しておるわけですけど、ここの中で、中間管理機構に貸し付けるとか、いろいろ返答してありますね。その返答は個人ごとに一覧表か何かをもらえますかね。そうすると、こういうふうな放棄地は課税強化とか、そういうふうな対応もとるということで前から話してありましたけど、そういうふうな対応をしてある筆数もあるのでしょうか、課税強化をやるとか。

〇事務局(相地)

お答えいたします。

今言われたような課税強化については、実施はしておりません。中間管理機構に貸し付けると言われておるところについては、中間管理機構のほうに協議をいたしております。しかし、耕作放棄地であって荒れておるので、中間管理機構が借りないというような回答を受けております。以上です。

○10番 (田崎)

毎年同じような方が、同じ場所がそういうふうになっています、もう少し課税強化なら課税強化のできるなら、何か対応をとらないと全然改善しないと思うんですね。毎年同じような格好でしょうが。その辺も再検討をお願いします。

〇事務局(相地)

検討します。

〇議長 (徳永)

ほかに何か御質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

ほかに御質問、御意見がないようですので、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、協議事項、農用地利用状況調査については、提案のとおりに 決定いたします。

続きまして、報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(相地)

報告事項、第1号について説明します。農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、駐車場及び通路用地のための転用届出を1件受理しております。地元委員による現地調査を行いまして、問題なしとの報告を受けております。以上です。

〇議長 (德永)

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。 続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(相地)

報告事項、第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について、農業用倉庫建築のための転用届出を1件受理しております。地元委員による現地調査を行い、問題なしとの報告を受けております。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。 続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(相地)

報告事項、第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が9件出されております。内容については、設定8件、自作が1件となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。 続きまして、報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(相地)

報告事項、第4号、使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が3件出されております。内容については、所有権移転が3件となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。 長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時17分 閉会